

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立門司学園高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) 生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。
- (2) 校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、県教育委員会とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進し、すべての生徒が心豊かで安全・安心な学校生活を送ることができるよう全職員で取り組む。
- (3) ホームルームをはじめとする日常の学校生活だけでなく、体育大会や学園祭及び体験活動等の学校行事においても、常に心を耕す教育の推進に向け創意工夫を行う。
- (4) すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (5) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるという視点にたち、すべての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 集団の一員としての自覚や責任感を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。
- (3) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒については、職員研修会などにより、中高全ての教職員等への正しい理解の促進を図るとともに、適切な支援を心掛ける。
- (4) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1）基本的考え方

- ア 教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんかやふざけあいを装って行われたり、見えないところで発生したりすることなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。
- イ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ウ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- ア 朝夕のHRでの表情のチェック
- イ 月1度のアンケート調査
- ウ 相談BOXの有効活用
- エ 学期に一度以上の個別面談
- オ チェックリストの活用

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1）基本的考え方

- ア いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づいて設置する本校「教育相談委員会」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- イ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。
- ウ 携帯電話・スマートフォン、インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応する。
- エ 発見したら、もしくは通報を受けたら、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行う。
- オ 教職員全員の共通理解のもと、保護者等の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

#### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反しうることを強く認識し、情報を把握後速やかに管理職へ報告する。
- イ いじめの疑いがある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
- ウ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めさせる。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- エ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「教育相談委員会」に報告し直ちに情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

オ 事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告すると共に被害・加害生徒の保護者等に連絡する。

カ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

キ 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

イ 家庭訪問等により、原則その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者等に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

ウ あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて特別指導措置を活用したりするなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うよう務める。また、事実確認のための聞き取りやアンケートにより判明した情報を適切に提供する。

### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者等に連絡し、事実に対する保護者等の理解や納得を得た上、学校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者等の協力を求めるとともに、保護者等に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた生徒への指導は、毅然とした態度で行う。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全や、健全な人格の発達に配慮する。

エ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

オ いじめの状況によっては、心理的な孤立感・疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、特別な計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置を行う。また、教育上必要があると認められるときは、適切に生徒に対して懲戒処分を加える。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調した生徒に対しては、それらの行為がいじめに荷担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

## (6) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。(名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求め、情報を削除できるようになっている。) こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

イ 早期発見の観点から、県教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

ウ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、随時保護者等においても理解を求めて行く。

## (7) いじめの解消

ア いじめの解消とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって教育相談委員会(いじめ対策委員会)での会議により校長が判断する。なお、いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいることと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

イ 前項の「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを原則とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育相談委員会(いじめ対策委員会)の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

また、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこととは、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることであり、被害者本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

ア 生徒が一定期間、連続して欠席している場合、いじめによるものかにかかわらず、その原因の調査に着手する。

イ 生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告調査に当たる。

ウ 調査にあたって、その組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者に適切に提供する。

エ 重大事態が発生したら、

①被害生徒の氏名・学年・性別

②欠席期間・その他生徒の状況

③生徒・保護者等から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容を、校長は県教育委員会を通じて県知事に報告する。

### (2) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果及び今後の支援方策について、当該生徒及び保護者等に説明する。

イ 調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。

ウ 希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者等の所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができる旨を説明する。

エ 調査結果等を、校長は県教育委員会を通じて県知事に報告する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 教育相談委員会（いじめ対策委員会）

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ 「学校いじめ防止基本方針」について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ(いつ頃から)、②誰に行われ、③どのような様態であったか、④学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的にするのではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

## 7 学校評価

- (1) 生徒向けの月1回のアンケートを実施し、集約を確実に行う。
- (2) 職員向けの学期に1回の取組評価アンケートを実施し、集約を確実に行う。
- (3) 保護者等向けの年2回のチェックリストを確実に回収し、集約を行う。
- (4) 月1回行う「教育相談委員会(いじめ対策委員会)」で、問題点を洗い出し、対応していく。
- (5) 上記4項目等を通じて、いじめの未然防止、早期発見に努め、事案が発生した場合には、「教育相談委員会(いじめ対策委員会)」を核として、適切な対応に取り組む。